

4. 契約時のお約束

16

4 契約時のお約束

契約書には、いろいろな約束事が定められています。

入居の際に、皆さまと UR 都市機構との間で取り交わした賃貸借契約書には、いろいろな約束事が定められています。これらの約束事は、UR 賃貸住宅が国の住宅政策に基づき公的な資金により建設された住宅であり、大量の住宅を統一的に管理する必要があることなどから、また、共同生活の秩序を維持するために必要なルールですので、UR 賃貸住宅の性格をご理解いただき、是非守っていただくようお願いします。

また、賃貸借契約書は、お手元に大切に保管してください。

賃貸借契約書で定められている主な約束事には次のようなものがあります。

- ① 家賃、共益費の支払い
- ② 住宅の修理義務
- ③ 各種願出、届出
- ④ 転貸、動物飼育の禁止
- ⑤ 契約違反があった場合の取扱い
- ⑥ 退去する場合の手続き

◎主な約束事についての概略を次ページ以降でご説明します。

